

令和6年度職場の健康力アップ推進業務（事業所支援）
企画提案仕様書

1 委託業務名

令和6年度職場の健康力アップ推進業務（事業所支援）

2 委託業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 業務の目的

沖縄県（以下「県」という。）では、平成26年度から平成28年度までは「働き盛りの健康づくり支援事業」を、平成29年度から令和元年度までは「職場の健康力アップ支援事業」を実施し、職場における優良な健康づくりの取組事例を提供してきた。一方、公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団（以下「事業団」という。）では、県内企業への健康経営®の普及促進を目的として、令和元年度より勤労者健康推進事業を実施し、健康経営にかかるプロモーション事業及び事業所介入型の支援事業を行ってきた。

職場における健康づくりの普及啓発の対象となる県内事業所の大部分は中小企業であり、人的・資金的に余裕がなく、健康づくりに対する優先度が低い場合が多いことから、参考となる優良な取組があったとしても、実践に繋げることは困難と考えられる。従って中小企業への普及啓発のためには、社員の健康が企業の生産性を高めるという健康経営の視点も踏まえた職場の健康づくりを企画・立案の段階から実施に至るまで支援する必要がある。

そのことから、県及び事業団では本業務により県内事業所に対し、職場における健康経営の視点を踏まえた健康づくりの実践を伴走型等で支援し、健康づくりの普及啓発及び促進を図り、本県の働き盛りの世代の健康増進と健康長寿復活に資することを目的に本業務を実施する。

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

4 契約上限額

契約の上限額は、14,780,000円以内（消費税及び地方消費税含む）とする。

※県、事業団、受託者との3者契約とする。

5 業務の内容

以下の内容を踏まえた企画提案を行うこと。

(1) 職場における健康づくり支援に関すること

① 支援事業所の募集

支援事業所を広く募るため、各種メディア等を通じて本委託業務を県内全域に周知すること。また、採択支援については支援内容の理解を深めるため、応募に興味がある事業所向けに、説明会（対面orWEB）を3回以上実施すること。

募集用のチラシ（A4フルカラー両面を）を5,000部以上作成し、事業所へ発送すること。

② 本委託業務の事務局

事業所からの応募・説明会参加申込等の受付や相談業務、事業周知に係る事業所への文書やチラシ等の発送業務、アンケートの作成・実施・集約、必要な資料を作成し県へ報告する等の全般的な事務局の運営を担うこと。

③ 採択支援

ア 従業員が5人以上100人未満の県内事業者を対象とする。採択にあたっては、うちなー健康経営宣言登録済または、申請中であることを条件とする。

イ 応募のあった事業所を採択し、一定期間支援すること。支援事業所は35事業所以上を確保すること。その内訳は以下のとおりとする。

(ア) スタートアップ支援【25事業所以上】

企業の健康課題に合わせ、健康経営の推進強化を伴走型で支援する。

(イ) 血圧支援【5事業所以上】

血圧測定を一定期間実施するとともに、血圧に関連する講座等を実施することで、意識・行動変容に繋げる。

⇒血圧計は県で用意する。

(ウ) プランニング支援【2事業所以上】

うちなー健康経営宣言登録事業所に対して、実施している健康経営の継続的な取り組みに向け、計画策定等をサポートする。

ウ 支援に関しては、以下を基本としつつ、効果的な提案を加え充実を図ること。

(ア) 事業所の状況を把握し、効果的な支援に向けた実践計画書を作成すること。

(イ) 選択できる複数の講座を用意し、事業所の状況や希望に沿って提供すること。選択講座には、当課所管の「歯っぴ〜センター」が実施している「歯と口の健康づくり講座」※1を含めること。

(ウ) 支援終了時には、事業所に報告書の提出を求め、効果検証を行うこと。

(エ) 支援を修了した事業所に対し、健康づくりに取り組む事業所であることをPRできる素材として、沖縄県保健医療介護部長、公益財団法人沖

縄県保健医療福祉事業団理事長両名による修了書を発行すること。

(オ) 血圧支援に関して、1ヶ月以上継続して血圧を測定・記録すること。

測定の結果、高血圧の者から選定し、県医師会の医師等による面談の機会を設けること。

⇒県医師会が実施する「65歳未満健康・死亡率改善プロジェクト」の企業介入プロジェクト※1との連携

※1 「歯と口の健康づくり講座」及び「65歳未満健康・死亡率改善プロジェクト」の企業介入プロジェクトにて行う医師面談については、県が主体的に実施するため、直接的な経費を計上する必要はない。

④ スポット支援

採択支援とは別に、健康づくりに関心が芽生えた事業所を拾い上げるため、講座等をスポットで実施すること。以下を基本としつつ、効果的な提案を加え充実を図ること。

ア 実施方法は、個別事業所での出前講座、複数事業所に参集していただく集合講座のいずれか、またはその両方の形式で行うこと。

イ 講座等は動きを伴う内容が想定されることから、対面実施を基本とする。

ウ 選択できる複数の講座を用意し、事業所の状況や希望、沖縄県が抱える課題等に沿って実施すること。選択講座には、当課所管の「歯っぴ〜センター」が実施している「歯と口の健康づくり講座」を含めること。

エ 40歳以下の従業員向けの講座を1回以上実施するよう努めること。

オ 予算の範囲内で、出来る限り多くの回数を実施すること。企画提案の中で、最低実施回数を明示すること。

⑤ 血圧計の貸出

県では、血圧計を20台程度保有している。血圧支援とは別に希望事業所を募り、5社以上に一定期間（1ヶ月以上）血圧計を貸出し、事業所で血圧値を把握できる環境を提供すること。

⑥ 取組の企画提案

上記の取組に加え、健康経営や健康づくりに効果的なオリジナルの取組を1つ以上提案すること。提案内容は関係機関との連携等ではなく、事業所への直接的支援となる取組であること。

(2) 健康づくりに関する情報発信

① レポートの作成・発信

健康づくりに関する健康情報等のレポートを作成し、うちな一健康経営宣言事業所等関係団体に対して情報発信を行うこと。(A 4 版 1 枚程度、年 8 回以上)
⇒うちな一健康経営宣言事業所・うちな一健康経営推進団体については、県からメールで発信する。

(3) その他

① 関連業務との連携

本委託事業の周知を側面から支援するとともに、健康経営全般について広報啓発を展開する「令和 6 年度職場の健康力アップ推進事業等にかかる広報啓発業務」の受託者と連携を図ること。

② 協力体制

5 者協定機関、各保健所等との必要な連携・協力を図ること。

③ 備品等について

本委託業務で取得した備品等については、県及び事業団の所有物となる。

④ 費用について

本委託業務の履行については、委託契約金額の範囲内で賄うこと。

⑤ 仕様書に記載のない事項について

仕様書に記載のない事項であっても、本委託業を遂行するにあたり当然必要となる事項については、本委託事業で履行すること。

6 提出成果物

(1) 提出期限

本契約の受託者は、成果物を契約期間内に沖縄県保健医療介護部健康長寿課へ提出するものとする。

(2) 成果物

成果物は、以下の①及び②とする。

① 業務実績報告書

実施内容、実績回数、成果、効果検証等を記載すること。

紙媒体 (A 4 判) 2 部及び電子データ (CD-ROM 等)

② 本業務による事例を活用した普及啓発パンフレット

- ・本業務により創出した優良事例や職場における健康づくりに取り組んだことがない事業所が取り組みやすくなる情報を盛り込むこと。
- ・従業員が健康になったということのみならず、従業員が健康になったことにより得られた様々な効果や今後取組を継続することにより得られるであろう様々な効果 (経営的なメリット等) がわかる内容とすること。
- ・多くの事業所の関心を引く内容となるよう工夫すること。

- ・掲載内容、デザイン等についての企画案を提出し、県及び事業団と協議すること。
- ・原稿を作成し、県及び事業団の確認を受けること。県及び事業団が公表する内容として適切なものになるよう誤字脱字等のチェックは県及び事業団の確認を受ける前に十分に行うこと。
- ・校正作業は、県及び事業団が校正完了と判断するまで行うこと。
- ・紙媒体（オールカラー）5,000部及び電子データ（CD-ROM 等）

7 企画提案にあたっての留意点

企画提案にあたっては、以下を留意して作成すること。

- (1) 多くの事業所は、職場における健康づくりに対し関心が高くないことを前提に、従業員の健康を管理することが、経営面において大きな成果が期待できることなど、関心を抱かせる柔軟な発想を基にしたアプローチを心がけること。
- (2) 本委託業務の周知について、経営者が多く集まる既存のイベントやセミナー、会議等の機会を活用するよう努めること。また、本委託事業の周知を側面から支援するとともに、健康経営全般について広報啓発を展開する「令和6年度職場の健康力アップ推進事業等にかかる広報啓発業務」の受託者と周知に係る協議や連携が必要となる。当該業務についても企画提案公募中であることから、業務の詳細については、決まり次第受託者に提供する。
- (3) 採択支援については、事業所の規模や業種、地域等が偏らないような事業所採択に努めること。
- (4) 旅費や講師謝礼金については、受託者に規程があればそれを優先しつつ、県の規程との整合性を勘案し、設定するものとする。
- (5) 健康経営アドバイザー資格取得者、実務経験のあるアスレティックトレーナー資格所有者、健康運動指導士、健康運動実践指導者、栄養士、それらと同等の知識を有する者が関与もしくは助言が受けられる体制を構築し、本委託事業が効果的に実施できるようにすること。
- (6) 本委託業務が一過性の事業効果とならないよう、支援事業所において健康経営や健康づくりが持続的に行われることを意識し、取組を構築すること。

8 著作権

- (1) 本委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県及び事業団に

帰属するものとし、成果物は著作権上の権利関係を済ませた上で納入すること。

- (2) 当該業務として作成した各種コンテンツは、沖縄県や事業団のホームページ等での二次利用、また、ポスター、パンフレット、会議資料等への掲載等を行う場合があることから、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、制作にあたっては必要な許諾を得ること。
- (3) 本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

9 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県及び事業団が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

上記で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

- ① 契約金額の50 %を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査等、統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面により県及び事業団の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

※ その他、簡易な業務

- ア) 資料の収集・整理
- イ) 複写・印刷・製本
- ウ) 原稿・データの入力及び集計

エ) その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県及び事業団と別途協議を行った業務

◇申請・承認手続の流れ◇

ア 委託業者が県及び事業団へ再委託承認申請書（別紙様式1）を提出（再委託を行う10日前までに申請すること。）

イ 県及び事業団は、以下の視点で再委託の適否を確認

(ア) 「一括再委託」「契約の主たる部分の再委託」又は「相互供給（※）」に該当しないこと。

(イ) 再委託を行う合理的な理由及び必要性が適切に説明されていること。

(ウ) 再委託先の業務履行能力に問題がないこと。

・業務の履行に必要な人員・技術・設備等を備えていること。

・期限内に業務を完遂できること。

・業務品質及び成果が適正に保持されること。

(エ) 再委託先が「指名停止措置を受けている者」、「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」等不適切な者に該当しないこと。

(オ) その他、業務の適正な履行に支障をきたす恐れがないこと。

(※) 相互供給について

委託先が当該契約に係る企画提案者に業務の再委託を行うことは、企画提案者同士が相互に役務・物品等を供給する「相互供給」にあたり、契約手続の競争性等の観点から社会通念上不適切とされていることに鑑み、これを原則禁止する。

ウ 確認の結果、再委託が適当と判断する場合は、県及び事業団が委託業者へ再委託承認書（別紙様式3）により通知

エ 委託業者と再委託先が再委託契約を締結

オ 承認を受けた内容に変更が生じるときは、委託業者が県及び事業団へ再委託変更承認申請書（別紙様式2）を提出

カ 県及び事業団は、イに示した視点で変更の適否を確認

キ 確認の結果、変更が適当と判断する場合は、再委託変更承認書（別紙様式4）により委託業者へ通知

ク 委託業者と再委託先が再委託変更契約を締結

10 その他の留意事項

(1) 業務遂行にあたり、進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを定期的実施すること。

- (2) 県及び事業団は、受託者に対し状況報告を求めることができる。また、必要に応じて実地及び書面による検査を実施することができる。
- (3) 企画提案については、その内容の全ての実施を保証するわけではなく、受託事業者決定後、県及び事業団と協議の上、委託業務を決定し実施するものとする。

再委託承認申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事 へ

公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団 理事長 へ

住所
企業(団体)名
代表者(職氏名)

印

以下の契約に係る業務について再委託を行う必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。

契約件名	
契約金額	円
契約年月日	令和 年 月 日
履行期限	令和 年 月 日
再委託を予定する業務	
再委託予定額	円
再委託先	企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)
再委託予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託の必要性	
再委託先選定理由	
再委託先の 適格性 ※	業務履行に必要な人員・技術・設備等 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 期間内の適正な業務履行の確保 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 指名停止措置を受けている者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 本件契約の競争入札参加者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団員に該当する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団と密接な関係を有する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当

※「再委託先の適格性」については、申請者が確認のうえを記入すること

再委託変更承認申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事 あて

公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団 理事長 あて

住所
企業(団体)名
代表者(職氏名) 印

以下のとおり再委託を変更する必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。

契約件名	
契約金額	円
契約年月日	令和 年 月 日
履行期限	令和 年 月 日
変更理由(必要性)	
再委託業務	【変更前】 【変更後】
再委託額	【変更前】 円 【変更後】 円
再委託先	【変更前】 企業(団体)名 【変更後】 企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)
再委託期間	【変更前】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 【変更後】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託先の 適格性	【変更後】 業務履行に必要な人員・技術・設備等 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 期間内の適正な業務履行の確保 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 指名停止措置を受けている者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 本件契約の競争入札参加者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団員に該当する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団と密接な関係を有する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当

※変更を予定しない項目については【変更前】のみ記入し、【変更後】は空欄とすること

再委託承認書

令和 年 月 日

申請者（委託先） あて

甲又は乙の代表者名 印

令和 年 月 日付け申請のあった再委託については、以下の条件を付して承認します。

契約件名	
再委託を承認する業務	
再委託先	企業(団体)名
再委託承認額	円
再委託承認期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託の条件	<ol style="list-style-type: none">1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できるようにすること。6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること。

再委託変更承認書

令和 年 月 日

申請者（委託先） あて

甲又は乙の代表者名 印

令和 年 月 日付け申請のあった再委託の変更については、以下の条件を付して承認します。

契約件名	
再委託を承認する業務	【変更後】
再委託先	【変更後】 企業(団体)名
再委託承認額	【変更後】 円
再委託承認期間	【変更後】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託の条件	<ol style="list-style-type: none">1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できるようにすること。6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること。